

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に  
対する修正案

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の一部  
を次のように修正する。

第二条中第十九条の二の改正規定を次のように改める。

第十九条の二第一項を次のように改める。

会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

第十九条の二第一項の次に次の一項を加える。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる法律の規定による院長の諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
- イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条
- ロ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第 号）第四十一条第一

項

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第三条第三項及び第十条第三項の規定による院長の諮問に応じ、調査審議すること。

三 第一号に規定する法律の施行に関し、院長に対し、意見を述べること。

第二条のうち第十九条の三の次に一条を加える改正規定中「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」の下に「不服申立てに係る」を加える。

第三条中第四条の改正規定を次のように改める。

第四条第三項第五十三号を次のように改める。

五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第 号）第三条に規定する事務に  
関すること。

第四条中第六条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第九条中「第六条第三項」を「第六条」に改める。

第九条のうち第二十五条の改正規定中「第四十六条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

附則第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第

六条第一項」に改める。